

株 主 各 位

## 第61期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

### 事業報告

新株予約権等の状況

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

### 計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

当社は、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.invast.jp/>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

**インヴァスト証券株式会社**

## 新株予約権等の状況

### (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

名称 (発行決議日)	新株予約権 の数	目的となる 株式の数	発行価額	権利行使 価額	行使の 条件	権利行使期間
2016年第1回新株予約権 (2016年6月28日)	150個	15,000株	無償	1株当たり 1,244円	(注) 1	2018年7月16日から 2026年5月31日まで
2016年第2回新株予約権 (2016年6月28日)	2,060個	206,000株	1株当たり 1円	1株当たり 1,119円	(注) 2	2017年7月1日から 2027年6月30日まで
2016年第3回新株予約権 (2016年10月14日)	400個	40,000株	1株当たり 1円	1株当たり 1,150円	(注) 2	2017年7月1日から 2027年6月30日まで
2017年第1回新株予約権 (2017年6月28日)	1,400個	140,000株	1株当たり 1円	1株当たり 1,271円	(注) 3	2018年7月1日から 2027年6月30日まで
2019年第1回新株予約権 (2019年5月17日)	600個	60,000株	1株当たり 1円	1株当たり 800円	(注) 4	2020年7月1日から 2027年6月30日まで
2019年第2回新株予約権 (2019年9月13日)	1,000個	100,000株	1株当たり 1円	1株当たり 805円	(注) 5	2020年7月1日から 2027年6月30日まで

(注) 1. 行使の条件は以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または使用人の地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。
- (2) 本新株予約権者は1年間（1月1日から12月31日までの期間をいう。）における新株予約権の行使によって取得する株式の発行価額（自己株式を譲り受ける場合には自己株式の処分価額）の合計額が1,200万円を超えないように、その保有する新株予約権を行使しなければならない。
- (3) 本新株予約権者は、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合を限度として行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
  - イ. 行使期間の開始日（以下「起算日」という。）から2年間  
当該本新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の2分の1
  - ロ. 起算日から2年を経過した日から行使期間の最終日まで  
当該本新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数のすべて
- (4) その他の本新株予約権の行使の条件については、平成28年6月28日開催の当社第57期定時株主総会および同総会以後に開催される取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

2. 行使の条件は以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者は、2017年3月期から2025年3月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、経常利益が次の各号に掲げる条件のいずれかを充たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。
- イ. 1,200百万円を超過した場合：50%
  - ロ. 2,000百万円を超過した場合：80%
  - ハ. 3,000百万円を超過した場合：100%
- なお、経常利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。
- また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

3. 行使の条件は以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者は、2018年3月期から2025年3月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、経常利益が次の各号に掲げる条件のいずれかを充たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。
- イ. 1,200百万円を超過した場合：50%
  - ロ. 2,000百万円を超過した場合：80%
  - ハ. 3,000百万円を超過した場合：100%
- なお、経常利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 行使の条件は以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者は、2020年3月期から2025年3月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、経常利益が次の各号に掲げる条件のいずれかを充たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。
  - イ. 2,000百万円を超過した場合：80%
  - ロ. 3,000百万円を超過した場合：100%なお、経常利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。  
また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 行使の条件は以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者は、2020年3月期から2025年3月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、経常利益が次の各号に掲げる条件のいずれかを充たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。
  - イ. 2,000百万円を超過した場合：80%
  - ロ. 3,000百万円を超過した場合：100%なお、上記の経常利益の判定において、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正経常利益をもって判定するものとする。その他、経常利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。  
また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

6. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、100株であります。

(2) 当事業年度末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	取締役 (監査等委員および社外取締役を除く)		取締役 (監査等委員)	
	新株予約権の数および 目的となる株式の数	保有者数	新株予約権の数および 目的となる株式の数	保有者数
2016年第1回新株予約権	150個(15,000株)	1名	-	-
2016年第2回新株予約権	1,660個(166,000株)	3名	-	-
2017年第1回新株予約権	600個(60,000株)	1名	-	-
2019年第1回新株予約権	600個(60,000株)	1名	-	-

(3) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

名称	当社使用人	
	新株予約権の数および 目的となる株式の数	交付者数
2019年第2回新株予約権	1,000個(100,000株)	2名

## 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであり、これらの方針のもと、環境変化に対応した社内体制の構築に努めております。

### (1) 取締役の職務執行の法令および定款への適合性を確保するための体制

取締役会は、コンプライアンスについての基本方針を定め、全取締役はコンプライアンスが企業活動の前提であることを確認することとしております。

当社は、コンプライアンス体制の確立のためコンプライアンス・マニュアルを整備し、コンプライアンス委員会を設置しております。

コンプライアンス委員長は内部管理統括責任者とし、コンプライアンス委員会において、コンプライアンスを実践していくためのコンプライアンス・プログラムを策定し、その業務執行状況について、取締役会、経営会議、監査等委員会に定期的に報告することとしております。

当社は、全役職員の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任を果たすようにコンプライアンス・マニュアルに基づいて誠実に努力いたしております。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会は、重要な意思決定および報告に関する情報を管理するため、文書保存基準および稟議決裁要領に従い、文書または電磁的媒体に記録し、10年間保存することとしております。

取締役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとし、法令と良識に従い誠実に職務を遂行するよう努めております。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社が管理すべきリスクは多様化・高度化しており、その管理に専門性を要することから、当社はリスクの所在と種類を明確にしたうえで各部署が管理を担当し、コンプライアンス部長がリスク全般の管理統括を行う体制としております。

当社は、管理すべきリスクについて、リスク管理規程に基づくリスクカテゴリーごとに責任者を定めるとともに、コンプライアンス部長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスクを具体的に分類、評価、検証、管理することで、環境の変化に対応した総合的なリスク管理体制の構築に努めております。

また、リスク管理に関する重要事項の審議決定については、取締役会がその権限を経営会議に委譲し、報告を受けることにより急激な環境変化等に機動的な対応が可能な体制としております。

なお、内部監査部は、部門ごとのリスク管理の状況を監査し、その結果を代表取締役社長、内部管理統括責任者および監査等委員会に報告することとしております。

**(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

常勤取締役および執行役員で構成される経営会議を設置し、経営計画、予算、重要事項、その他経営全般に関する基本方針等について取締役会への付議に先立って協議を行うこととしております。

また、取締役会の決定に基づいて、業務の執行に専念する執行役員を任命し、業務執行の効率化を図ることとしております。

**(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**

当社は、コンプライアンスについての基本方針を定め、繰り返しその精神を全従業員に伝えることにより、コンプライアンスが企業活動の前提であることを徹底させております。

具体的には、コンプライアンス・プログラムに基づき、社内および外部の研修等による従業員のコンプライアンス教育を徹底しております。

内部監査部は、内部監査によりコンプライアンス上の問題の有無の調査を行っております。また、社外取締役および常勤監査等委員を窓口とする、社内の不正・違反行為に関する「通報相談窓口」を設置し、通報内容の調査を行い、適切な措置をとることとしております。

**(6) 会社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

**イ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制**

当社は、毎月開催される取締役会において、子会社の取締役等の業務執行状況が報告されることに加え、関係会社管理規程に基づき、子会社から親会社への報告すべき事項やその方法をルール化するほか、子会社が一定の重要事項について行おうとする時は、事前に当社に報告を行い、承認を得なければならないこととしております。

**ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

当社は、子会社の経営管理については、子会社と当社間における定期的な会議の開催や、企業集団として統一された内部監査体制により、子会社の経営情報およびリスク情報を把握することとしております。

また、当社は子会社の管理部門を定めており、管理部門は、子会社に損失の危険の発生を把握した場合には、速やかにその内容および当社に対する影響等を、取締役会・経営会議等に報告する体制を構築しております。

## ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、効率的で効果的な経営を行うために、子会社を含めた企業集団としての中期および年度経営計画等を定め、その共有を図り推進します。

## 二 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社取締役が子会社取締役を兼務することにより企業集団の統制を図り、職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制をとっております。また、当社は、職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための諸施策に加え、当社グループの全役員・社員が準拠すべき行動の規範として「ミッション・ビジョン・バリュー」を定め周知徹底を図っております。

### (7) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項および当該取締役および使用人の取締役（当該取締役および監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに当該取締役および使用人の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務は、内部監査部において補助するものとし、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会以外の者から指揮命令を受けないものとしております。

また、監査等委員会は、内部監査部の従業員の異動・考課に関する意見を述べる事ができることとしております。

### (8) 取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するための体制

代表取締役および業務執行取締役は、次に該当する事項を監査等委員会に報告しなければならないこととしております。

①重大な法令・定款違反、②会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項、③毎月の経営状況として重要な事項、④内部監査部が実施した監査結果、⑤リスク管理の状況、⑥内部通報制度に基づき通報された内容、⑦その他コンプライアンス上重要な事項

また、子会社の取締役等および従業員ならびに当社の従業員は、監査等委員会が事業の報告を求めた場合または業務および財産の調査を行う場合は、迅速かつ的確に対応するものとしております。

なお、監査等委員会に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けることがないよう、その旨を周知徹底いたします。

- (9) **当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**  
監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものいたします。
- (10) **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制**  
監査等委員会は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ随時に意見交換会を開催することとしております。
- (11) **財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制について**  
当社は、財務報告の信頼性と適正性を重視し、財務報告の基本方針に基づき、適正な財務情報の開示および透明かつ健全な企業経営を実践してまいります。
- (12) **反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況**  
当社は、コンプライアンス基本方針に基づき、反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体とは断固として対決するものとし、一切の関係を遮断いたします。
- (13) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**  
当社は、上記に掲げた内部統制システムの整備をしておりますが、その基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。
- ① **コンプライアンスに関する取り組み**
- ・ 内部管理統括責任者を委員長とするコンプライアンス委員会を四半期毎に開催し、事業年度の初頭に策定したコンプライアンス・プログラムの実施状況を検証しております。
  - ・ 新たに入社した従業員に対してコンプライアンスに関する研修を行うとともに、全従業員を対象としたeラーニングによる研修を実施し、コンプライアンス意識の向上を図っております。
  - ・ 当社各部門および情報管理態勢等を対象とした内部監査を通じて、法令等遵守状況の確認を行い、必要に応じて適宜改善を図っております。
  - ・ 当社および子会社の役職員を対象とした内部通報窓口を設置しております。新入社員への研修や、社内掲示板への掲載等により周知徹底し、実効性向上に努めております。

- ② リスク管理体制の強化
- ・コンプライアンス部長を委員長とするリスク管理委員会を毎月開催し、主要な損失の危険について各責任担当部署から報告を受けるとともに、リスク管理状況の確認を行っております。
- ③ 企業グループにおける業務の適正の確保
- ・「関係会社管理規程」に基づき、子会社の財務状況、法令遵守状況等事業運営に係る重要事項が当社に適切に報告されております。
  - ・当社の代表取締役が子会社の取締役を兼務しており、子会社の取締役会に出席し重要な意思決定に関与しております。また、子会社の取締役が当社の取締役会に参加し、子会社の業績等につき報告しております。
- ④ 監査等委員会の監査体制
- ・監査等委員である取締役3名全員が、当事業年度に開催されたすべての取締役会および監査等委員会に出席しております。
  - ・監査等委員会は、会計監査人を4回招聘し意見交換を行いました。  
また、常勤の監査等委員が、経営会議等の重要な会議に出席し、内部監査担当部署から報告を受け、これらにより得られた情報を監査等委員会に報告して監査等委員全員が共有し、監査等の実効性を確保しております。
- ⑤ 財務報告の信頼性および適正性
- ・当事業年度当初に策定した2020年3月期財務報告に係る内部統制評価実施計画に基づき、内部統制評価を実施しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 計
当連結会計年度期首残高	5,965	2,313	2,539	△34	10,784
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△217		△217
親会社株主に帰属する当期純利益			257		257
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	-	40	-	40
当連結会計年度末残高	5,965	2,313	2,579	△34	10,824

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	68	△94	△26	7	19	10,784
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△217
親会社株主に帰属する当期純利益						257
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	50	△18	32	△2	△3	25
当連結会計年度変動額合計	50	△18	32	△2	△3	65
当連結会計年度末残高	118	△113	5	4	15	10,849

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

当社グループの連結貸借対照表および連結損益計算書は、「会社計算規則」（平成18年2月7日法務省令第13号）のほか、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）および「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・主要な連結子会社の名称 Invest Financial Services Pty Ltd.  
インヴァストキャピタルマネジメント株式会社

##### ② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の数 1社
- ・主要な非連結子会社の名称 Invest Global (Hong Kong) Ltd.
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、総資産、営業収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Invest Financial Services Pty Ltd. の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準および評価方法

###### イ. 有価証券

トレーディングに関する有価証券等

時価法（売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

トレーディング関連以外の有価証券等

その他有価証券

・時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

ロ. デリバティブ

時価法を採用しております。

ハ. 出資金

・時価のないもの

主として移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

## ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。なお、在外連結子会社は所在地国の会計基準の規定に基づく定額法を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年～50年
器具及び備品	4年～15年

ロ. 無形固定資産

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

・その他の無形固定資産

定額法を採用しております。

## ③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、会社が算定した当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

ニ. 金融商品取引責任準備金

金融商品取引事故による損失に備えるため、「金融商品取引法」第46条の5第1項の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」第175条の定めるところにより算出した額を計上しております。

## ④ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産および負債は、子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めるものとしております。

- ⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる事項  
消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(IFRS第16号「リース」の適用)

国際財務報告基準を適用している子会社は、当連結会計年度の期首より、国際財務報告基準第16号「リース」(以下「IFRS第16号」という。)を適用しております。これにより、リースの借手は、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産および負債として計上することとしました。IFRS第16号の適用については、経過措置として認められている、本基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。

この結果、当連結会計年度末の連結貸借対照表上、有形固定資産(純額)が43百万円、流動負債のその他が26百万円、固定負債のその他が19百万円、それぞれ増加しております。

当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度の連結損益計算書において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「還付加算金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。なお、前連結会計年度の「還付加算金」は0百万円であります。

## 4. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産および担保にかかる債務

当社の外国為替証拠金取引に関連して生じる債務に関し、金融機関より支払承諾契約に基づく極度額を5,000百万円とする債務保証を受けており、担保として現金・預金(定期預金)1,250百万円を差し入れております。この他同契約に基づき、顧客区分管理信託契約に係る当社の信託受益権に対し当該金融機関を質権者とする質権を設定しております。また、当社は支払承諾契約とは別に金融機関と顧客区分管理信託契約に係る当社の信託受益権に対し質権を設定する特別当座貸越契約を締結しております。

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 182百万円

- (3) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関4行と当座貸越契約等を締結しております。当連結会計年度末における借入未実行残高は以下のとおりであります。

当座貸越極度額等	4,100百万円
借入実行残高	4,100百万円
差引額	0百万円

- (4) 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項

金融商品取引責任準備金 金融商品取引法第46条の5第1項

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類および総数

普通株式 5,904,400株

(2) 剰余金の配当に関する事項

### ① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	111	19	2019年3月31日	2019年6月27日
2019年10月31日 取締役会	普通株式	105	18	2019年9月30日	2019年12月3日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	111	19	2020年3月31日	2020年6月26日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類および数

普通株式 401,000株

## 6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主として金融商品取引法に基づく市場デリバティブ取引の取り次ぎおよび店頭デリバティブ取引を行っております。当社グループが行う市場デリバティブ取引の取り次ぎは、顧客の注文を金融商品取引所等にて執行する業務であり、原則、当社グループのポジションは発生いたしません。店頭デリバティブ取引のうち、外国為替証拠金取引は、顧客と当社グループによる相対取引ではありますが、顧客に対する当社グループのポジションをリスクヘッジするために、カウンターパーティ（カバー先銀行等）との間で相対取引を行っております。また、子会社が行う株価指数や海外商品を対象とする差金決済取引（CFD）は、顧客の注文が自動的に海外のホワイトラベル（※）提供業者に流れる仕組みとなっており、原則、子会社に為替変動リスク、価格変動リスクは発生いたしません。

※ホワイトラベルとは、ASPサービスやシステムの提供等によって、エンドユーザーに対して相手先ブランドでのサービス提供を可能とするサービスパッケージであります。

## ② 金融商品の内容およびそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として金融商品取引所およびカウンターパーティの金融機関に差し入れた短期差入保証金であり、差入先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、したがって、取引金融機関の選定については、その財務状況・外部格付機関による評価等を充分勘案して行っております。また、定期的に当該金融機関の財務情報等を入手し、モニタリングを行っております。保有する投資有価証券は株式であり、主として純投資目的で保有しております。これらはそれぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。なお、投資有価証券には流動性に乏しい非上場株式115百万円（帳簿価額）が含まれております。

## ③ 金融商品に係るリスク管理体制

### a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループが行う市場デリバティブ取引の取り次ぎ、店頭デリバティブ取引等は、顧客から証拠金を受け入れ、その証拠金の範囲内で取引を行っております。当社グループは、顧客の取引口座開設にあたり、投資の知識・経験等の顧客属性を適正に管理するほか、ロスカット制度により顧客に損失が発生した場合でも受け入れた証拠金の範囲内に損失額が収まるように、顧客の与信リスク管理には万全を期しております。

当社グループは、外国為替証拠金取引について、顧客に対する当社グループのポジションをリスクヘッジするために、カウンターパーティと相対取引をしております。

当社グループは、これらのカウンターパーティに保証金を差し入れておりますが、取引先リスク等を分散するために欧米等において実績のある銀行複数社のカウンターパーティと取引をしております。

### b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社においては、カバー取引以外の為替スポット取引、通貨オプション取引等を自己の計算により行う場合は、「外国為替カバー取引に関する規程」に基づきポジションの保有限度額および損失上限額を設定し、毎営業日取引の執行状況を管理することとしております。相場の急変、損失が上限額に達した場合等は、必要に応じて取引の停止、ポジションの決済を行っております。また、計数的なリスク管理は「リスク管理規程」に従い、金融商品取引法第46条の6第1項に基づき毎月内閣総理大臣への提出義務がある自己資本規制比率については、内閣府令で定められた方式によって経理部が算定し、日々の状況については、内部管理統括責任者に報告を行い、取締役会に対して毎月報告しております。

### c. 資金調達に係るリスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経理部が各部署からの報告等に基づき適時に資金管理を行い、手許流動性を維持することで流動性リスクを管理しております。また、資金調達手段の多様化を図るため複数の金融機関と当座貸越契約を締結し一時的な資金需要への余力を確保するほか、カウンターパーティとの間でカバー取引を行うにあたって必要となる差入保証金の一部を金融機関との支払承諾契約に基づく保証状により代用することによって、手許流動性の維持を図り、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注)2.参照)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)現金・預金	8,664	8,664	—
(2)預託金	20,456	20,456	—
(3)短期差入保証金	49,690	49,690	—
(4)短期貸付金	1,588	1,588	—
(5)外為取引未収入金	20,619	20,619	—
(6)投資有価証券	2	2	—
資産計	101,020	101,020	—
(1)短期借入金	4,100	4,100	—
(2)受入保証金	71,291	71,291	—
(3)外為取引未払金	20,619	20,619	—
負債計	96,010	96,010	—
デリバティブ取引(*)	5,368	5,368	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	(357)	(357)	(—)
デリバティブ取引計	5,010	5,010	—

(\*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

なお、連結貸借対照表へは、外為取引未収入金に正味の債権5,368百万円を計上しており、外為取引未払金に正味の債務357百万円を計上しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)現金・預金、(2)預託金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)短期差入保証金

日々計算による出し入れを行っているため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)短期貸付金

短期間で返済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)外為取引未収入金

構成要素であるデリバティブ取引の評価損益については、日々洗替え計算を行っており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、「10.その他の注記(1)有価証券に関する注記」をご参照ください。

## 負債

### (1)短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (2)受入保証金

日々計算による出し入れを行っており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### (3)外為取引未払金

構成要素であるデリバティブ取引の評価損益については、日々洗替え計算を行っており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## デリバティブ取引

「10.その他の注記(2)デリバティブ取引に関する注記」をご参照ください。

### (注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	115
匿名組合出資金	395

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(6)投資有価証券」には含めておりません。

### (注) 3. 金銭債権および満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金・預金	8,664	—	—	—
預託金	20,456	—	—	—
短期貸付金	1,588	—	—	—
外為取引未収入金	20,619	—	—	—
合計	51,328	—	—	—

### (注) 4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年越 3年以内 (百万円)	3年越 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	4,100	—	—	—	—	—
合計	4,100	—	—	—	—	—

## 7. 賃貸等不動産に関する注記

当社グループは大阪府および兵庫県において、賃貸用のマンション等（土地を含む）を有しております。  
当該賃貸不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額および時価につきましてはその重要性が乏しいため、注記を省略しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,842円97銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 43円82銭    |

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 10. その他の注記

- (1) 有価証券に関する注記

有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	—	—	—
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	2	3	△0
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	2	3	△0
合計		2	3	△0

非上場株式（連結貸借対照表計上額115百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

- (2) デリバティブ取引に関する注記  
ヘッジ計が適用されていないデリバティブ取引

① 通貨関連

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	外国為替証拠金取引				
	売建	266,614	—	3,525	3,525
	買建	261,594	—	983	983
合 計				4,509	4,509

時価の算定方法：取引先銀行の提示したレートに基づき評価を行っております。

② 有価証券関連

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	有価証券関連CFD 取引				
	売建	16,336	—	560	560
	買建	9,334	—	△59	△59
合 計				501	501

時価の算定方法：当連結会計年度の時価は有価証券関連CFD取引相場を使用しております。

(表示方法の変更)

前連結会計年度に表示しておりました「顧客との取引」および「カウンターパーティーとの取引」は、当連結会計年度より「外国為替証拠金取引」および「有価証券関連CFD取引」に組替えを行っております。

# 株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							株主資本計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	
		資本準備金	資本剰余金計 合	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越 剰余金	利益剰余 金計 合		
当 期 首 残 高	5,965	2,313	2,313	5	2,530	2,536	△34	10,781
当 期 変 動 額								
剰余金の配当					△217	△217		△217
当期純利益					220	220		220
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	3	3	-	3
当 期 末 残 高	5,965	2,313	2,313	5	2,534	2,540	△34	10,784

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	68	68	7	10,856
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△217
当期純利益				220
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	50	50	△2	47
当期変動額合計	50	50	△2	51
当 期 末 残 高	118	118	4	10,908

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

当社の貸借対照表および損益計算書は、「会社計算規則」（平成18年2月7日法務省令第13号）のほか、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）および「有価証券関連業經理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準および評価方法

- ① 子会社株式および関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。
- ② 有価証券  
トレーディングに関する有価証券等 時価法（売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。  
トレーディング関連以外の有価証券等  
その他有価証券  
・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。  
・時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。
- ③ デリバティブ 時価法を採用しております。
- ④ 出資金  
・時価のないもの 主として移動平均法による原価法を採用しております。  
なお、投資事業組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産  
定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
建物 15年～50年  
器具および備品 4年～15年
- ② 無形固定資産  
・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。  
・その他の無形固定資産 定額法を採用しております。

#### (3) 引当金および準備金の計上基準

- ① 貸倒引当金 貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- |               |   |
|---------------|---|
| ② 賞与引当金       | 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。   |
| ③ 役員賞与引当金     | 役員の賞与支給に備えるため、会社が算定した当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。   |
| ④ 金融商品取引責任準備金 | 金融商品取引事故による損失に備えるため、「金融商品取引法」第46条の5第1項の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」第175条の定めるところにより算出した額を計上しております。 |
- (4) その他計算書類作成のための基本となる事項  
消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

## 4. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産および担保にかかる債務

当社の外国為替証拠金取引に関連して生じる債務に関し、金融機関より支払承諾契約に基づく極度額を5,000百万円とする債務保証を受けており、担保として現金・預金（定期預金）1,250百万円を差し入れております。この他同契約に基づき、顧客区分管理信託契約に係る当社の信託受益権に対し当該金融機関を質権者とする質権を設定しております。また、当社は支払承諾契約とは別に金融機関と顧客区分管理信託契約に係る当社の信託受益権に対し質権を設定する特別当座貸越契約を締結しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 128百万円

### (3) 保証債務

連結子会社であるInvast Financial Services Pty Ltd. の外国為替証拠金取引等に関連して生じる債務に関し、連帯保証を行っております。

債務保証の極度額 3,264百万円

### (4) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関4行と当座貸越契約等を締結しております。当事業年度末における借入未実行残高は以下のとおりであります。

当座貸越極度額等	4,100百万円
借入実行残高	4,100百万円
差引額	0百万円

- (5) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務（区分表示したものを除く）
- |        |          |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 1,319百万円 |
| 短期金銭債務 | 1,861百万円 |
- (6) 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項
- |             |                  |
|-------------|------------------|
| 金融商品取引責任準備金 | 金融商品取引法第46条の5第1項 |
|-------------|------------------|

## 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	25百万円
営業取引以外の取引による取引高	10百万円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数	
普通株式	28,069株

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	26百万円
未払事業税	11百万円
長期未払額	1百万円
固定資産減損損失	8百万円
投資有価証券評価損	158百万円
その他	12百万円
繰延税金資産小計	220百万円
評価性引当額	△173百万円
繰延税金資産計	46百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△54百万円
繰延税金負債計	△54百万円
繰延税金負債の純額	△8百万円

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

(関連会社等)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Invast Financial Services Pty Ltd.	所有 直接100	資金の援助 役員の兼任	債務の保証 (注) 1	3,264	—	—
				負担金の受領 (注) 1	25	—	—
				資金の貸付 (注) 2	1,000	関係会社 貸付金	500
				資金の回収 (注) 2	500		
利息の受取 (注) 2	0	未収収益	0				
子会社	インヴァスト キャピタル マネジメント 株式会社	所有 直接100	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注) 3	1,916	関係会社 貸付金	1,494
	資金の回収 (注) 3	1,406					
	利息の受取 (注) 3	10	—	—			

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 債務の保証については、Invast Financial Services Pty Ltd. の外国為替証拠金取引等に関連して生じる債務に対して、連帯保証を行ったものであります。負担金については、当社グループでの資金調達で発生した手数料およびカバー業務等で発生した人件費について、合理的に負担割合を決めたうえで受領しております。
2. 短期差入証拠金への充当を資金使途とした返済期限の定めのない貸付金であり、利率は市場金利を勘案して決定しております。
3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,855円52銭
- (2) 1株当たり当期純利益 37円60銭

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。